

別 紙 第 2

職員の特別給に関する勧告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の期末手当について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

1 期末手当

(1) 令和2年12月期の支給月数

ア 下記イからオまでに掲げる職員以外の職員

令和2年12月に支給する期末手当の支給月数を1.20月分（再任用職員については、0.675月分）とし、期末手当の年間支給月数を2.50月分（再任用職員については、1.40月分）とすること。

イ 別記第1の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

令和2年12月に支給する期末手当の支給月数を1.00月分（再任用職員については、0.575月分）とし、期末手当の年間支給月数を2.10月分（再任用職員については、1.20月分）とすること。

ウ 別記第2の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

令和2年12月に支給する期末手当の支給月数を0.90月分（再任用職員については、0.575月分）とし、期末手当の年間支給月数を1.90月分（再任用職員については、1.20月分）とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

令和2年12月に支給する期末手当の支給月数を0.65月分（再任用職

員については、0.325月分)とし、期末手当の年間支給月数を1.35月分(再任用職員については、0.70月分)とすること。

オ 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

令和2年12月に支給する期末手当の支給月数を1.70月分とし、期末手当の年間支給月数を3.45月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給月数

ア 下記イからオまでに掲げる職員以外の職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.25月分(再任用職員については、それぞれ0.70月分)とすること。

イ 別記第1の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.05月分(再任用職員については、それぞれ0.60月分)とすること。

ウ 別記第2の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で同表の職員欄に掲げる職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.95月分(再任用職員については、それぞれ0.60月分)とすること。

エ 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ0.675月分(再任用職員については、それぞれ0.35月分)とすること。

オ 特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員

6月及び12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ1.725月分とすること。

2 実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1(2)については、令和3年4月1日から実施すること。

別 記 第 1

給 料 表	職 員
行政職給料表(一)	職務の級が4級の適用を受ける者
公安職給料表	職務の級が7級又は6級の適用を受ける者
医療職給料表(一)	職務の級が2級の適用を受ける者
医療職給料表(二)	職務の級が4級の適用を受ける者
医療職給料表(三)	職務の級が4級の適用を受ける者
教育職給料表	職務の級が6級又は5級の適用を受ける者

別 記 第 2

給 料 表	職 員
行政職給料表(一)	職務の級が5級の適用を受ける者
公安職給料表	職務の級が8級の適用を受ける者
医療職給料表(一)	職務の級が3級の適用を受ける者